

## 5. 福祉用具等の給与・貸与について

### (1) 補装具費の支給

身体上の障がいを補完又は代替する補装具の購入や修理に係る費用を支給します。

◎根拠法令：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

対 象 者	身体障害者手帳の交付を受けており、手帳に記載された障がい状況と補装具の種目が一致している人、政令に定められた疾病の難病患者等。																					
補 装 具 の 種 類	<p>【補装具一覧】</p> <table border="1" data-bbox="411 674 1428 1552"> <thead> <tr> <th data-bbox="411 674 673 725">障がいの区分</th> <th data-bbox="673 674 1428 725">種 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="411 725 673 875" rowspan="3">視 覚</td> <td data-bbox="673 725 1428 777">視覚障害者安全つえ(普通用・携帯用・身体支持併用)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="673 777 1428 828">眼鏡(矯正・遮光・弱視眼鏡、コンタクトレンズ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="673 828 1428 875">義眼(普通・特殊・コンタクト)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 875 673 927">聴 覚</td> <td data-bbox="673 875 1428 927">補聴器・人工内耳(修理のみ)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 927 673 1485" rowspan="10">肢 体</td> <td data-bbox="673 927 1428 978">歩行補助つえ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="673 978 1428 1030">義手・義足(殻構造・骨格構造)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="673 1030 1428 1081">装具(上肢・下肢・体幹・靴型)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="673 1081 1428 1133">歩行器(四輪型・六輪型等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="673 1133 1428 1184">車椅子(普通型・リクライニング式普通型・手押し型等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="673 1184 1428 1236">電動車椅子</td> </tr> <tr> <td data-bbox="673 1236 1428 1288">座位保持装置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="673 1288 1428 1339">起立保持具(障がい児に限る)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="673 1339 1428 1391">排便補助具(障がい児に限る)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="673 1391 1428 1442">頭部保持具(障がい児に限る)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="411 1442 673 1485">肢体及び音声・言語</td> <td data-bbox="673 1442 1428 1485">重度障がい者用意思伝達装置</td> </tr> </tbody> </table>	障がいの区分	種 目	視 覚	視覚障害者安全つえ(普通用・携帯用・身体支持併用)	眼鏡(矯正・遮光・弱視眼鏡、コンタクトレンズ)	義眼(普通・特殊・コンタクト)	聴 覚	補聴器・人工内耳(修理のみ)	肢 体	歩行補助つえ	義手・義足(殻構造・骨格構造)	装具(上肢・下肢・体幹・靴型)	歩行器(四輪型・六輪型等)	車椅子(普通型・リクライニング式普通型・手押し型等)	電動車椅子	座位保持装置	起立保持具(障がい児に限る)	排便補助具(障がい児に限る)	頭部保持具(障がい児に限る)	肢体及び音声・言語	重度障がい者用意思伝達装置
障がいの区分	種 目																					
視 覚	視覚障害者安全つえ(普通用・携帯用・身体支持併用)																					
	眼鏡(矯正・遮光・弱視眼鏡、コンタクトレンズ)																					
	義眼(普通・特殊・コンタクト)																					
聴 覚	補聴器・人工内耳(修理のみ)																					
肢 体	歩行補助つえ																					
	義手・義足(殻構造・骨格構造)																					
	装具(上肢・下肢・体幹・靴型)																					
	歩行器(四輪型・六輪型等)																					
	車椅子(普通型・リクライニング式普通型・手押し型等)																					
	電動車椅子																					
	座位保持装置																					
	起立保持具(障がい児に限る)																					
	排便補助具(障がい児に限る)																					
	頭部保持具(障がい児に限る)																					
肢体及び音声・言語	重度障がい者用意思伝達装置																					
自 己 負 担 額	補装具は種目別に基準額が定められており、自己負担額は、原則として基準額の1割負担となりますが、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設けられています。 【別表28参照】																					
申 請 に 必 要 な も の	補装具費支給申請書、個人番号カード又は通知カード、特定疾患医療受給者証(難病患者等の場合)、印かん ※補装具によっては、医師の意見書や宮崎県身体障害者相談センターの判定が必要となります。																					
申 請 先 (問合わせ先)	福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019																					

※ 申請前に購入されたものは対象となりませんので、必ず事前にご相談ください。

※ 介護保険の福祉用具と共通する用具を希望する場合、介護保険による福祉用具貸与が優先します。

## (2) 日常生活用具の給付

在宅の重度障がい児・者等に対し、日常生活の便宜を図るため、必要に応じて日常生活用具を給付します。

◎根拠法令：日向市地域生活支援事業実施規則

<p><b>対 象 者</b></p>	<p>在宅の重度障がい児・者で、用具の品目別に定められた要件(障がい状況・年齢等)に該当する人、政令に定められた疾病の難病患者等。 ※該当になる等級がそれぞれ違うので窓口へお問い合わせください。</p>																																																							
<p><b>用具の種類</b></p>	<p><b>【日常生活用具一覧】</b></p> <table border="1" data-bbox="389 499 880 1615"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>品 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">介護・訓練 支 援 用 具</td> <td>特殊寝台</td> </tr> <tr> <td>特殊マット</td> </tr> <tr> <td>特殊尿器</td> </tr> <tr> <td>入浴担架</td> </tr> <tr> <td>体位変換器</td> </tr> <tr> <td>移動用リフト</td> </tr> <tr> <td>訓練いす(児童のみ)</td> </tr> <tr> <td>訓練用ベット(児童のみ)</td> </tr> <tr> <td rowspan="11">自 立 生 活 支 援 用 具</td> <td>入浴補助用具</td> </tr> <tr> <td>腰掛便器</td> </tr> <tr> <td>頭部保護帽</td> </tr> <tr> <td>つえ(T字状・棒状)</td> </tr> <tr> <td>移動・移乗支援用具</td> </tr> <tr> <td>特殊便器</td> </tr> <tr> <td>火災警報器</td> </tr> <tr> <td>自動消火器</td> </tr> <tr> <td>電磁調理器</td> </tr> <tr> <td>歩行時間延長信号機用 小型送信機</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい者用 屋内信号装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">在 宅 療 養 等 支 援 用 具</td> <td>透析液加温器</td> </tr> <tr> <td>ネブライザー(吸入器)</td> </tr> <tr> <td>電気式たん吸引器</td> </tr> <tr> <td>酸素ボンベ運搬車</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者用体温計(音声式)</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者用体重計(音声式)</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者用血圧計(音声式)</td> </tr> <tr> <td>パルスオキシメーター</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="911 499 1402 1364"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>品 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="13">情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具</td> <td>携帯用会話補助装置</td> </tr> <tr> <td>情報・通信支援用具</td> </tr> <tr> <td>点字ディスプレイ</td> </tr> <tr> <td>点字器</td> </tr> <tr> <td>点字タイプライター</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者用活字文書読 上げ装置</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者用音声 拡大読書器</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者用 ポータブルレコーダー</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者用時計</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい者用通信装置</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい者用 情報受信装置</td> </tr> <tr> <td>人工喉頭</td> </tr> <tr> <td>視覚障がい者用地デジ対応ラジオ</td> </tr> <tr> <td>点字図書</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">排 泄 管 理 支 援 用 具</td> <td>ストーマ装具、紙おむつ等</td> </tr> <tr> <td>収尿器</td> </tr> <tr> <td>住 宅 改 修 費</td> <td>居宅生活動作補助用具</td> </tr> </tbody> </table>		種 別	品 目	介護・訓練 支 援 用 具	特殊寝台	特殊マット	特殊尿器	入浴担架	体位変換器	移動用リフト	訓練いす(児童のみ)	訓練用ベット(児童のみ)	自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	腰掛便器	頭部保護帽	つえ(T字状・棒状)	移動・移乗支援用具	特殊便器	火災警報器	自動消火器	電磁調理器	歩行時間延長信号機用 小型送信機	聴覚障がい者用 屋内信号装置	在 宅 療 養 等 支 援 用 具	透析液加温器	ネブライザー(吸入器)	電気式たん吸引器	酸素ボンベ運搬車	視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚障がい者用体重計(音声式)	視覚障がい者用血圧計(音声式)	パルスオキシメーター	種 別	品 目	情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	携帯用会話補助装置	情報・通信支援用具	点字ディスプレイ	点字器	点字タイプライター	視覚障がい者用活字文書読 上げ装置	視覚障がい者用音声 拡大読書器	視覚障がい者用 ポータブルレコーダー	視覚障がい者用時計	聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者用 情報受信装置	人工喉頭	視覚障がい者用地デジ対応ラジオ	点字図書	排 泄 管 理 支 援 用 具	ストーマ装具、紙おむつ等	収尿器	住 宅 改 修 費	居宅生活動作補助用具
種 別	品 目																																																							
介護・訓練 支 援 用 具	特殊寝台																																																							
	特殊マット																																																							
	特殊尿器																																																							
	入浴担架																																																							
	体位変換器																																																							
	移動用リフト																																																							
	訓練いす(児童のみ)																																																							
	訓練用ベット(児童のみ)																																																							
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具																																																							
	腰掛便器																																																							
	頭部保護帽																																																							
	つえ(T字状・棒状)																																																							
	移動・移乗支援用具																																																							
	特殊便器																																																							
	火災警報器																																																							
	自動消火器																																																							
	電磁調理器																																																							
	歩行時間延長信号機用 小型送信機																																																							
	聴覚障がい者用 屋内信号装置																																																							
在 宅 療 養 等 支 援 用 具	透析液加温器																																																							
	ネブライザー(吸入器)																																																							
	電気式たん吸引器																																																							
	酸素ボンベ運搬車																																																							
	視覚障がい者用体温計(音声式)																																																							
	視覚障がい者用体重計(音声式)																																																							
	視覚障がい者用血圧計(音声式)																																																							
パルスオキシメーター																																																								
種 別	品 目																																																							
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	携帯用会話補助装置																																																							
	情報・通信支援用具																																																							
	点字ディスプレイ																																																							
	点字器																																																							
	点字タイプライター																																																							
	視覚障がい者用活字文書読 上げ装置																																																							
	視覚障がい者用音声 拡大読書器																																																							
	視覚障がい者用 ポータブルレコーダー																																																							
	視覚障がい者用時計																																																							
	聴覚障がい者用通信装置																																																							
	聴覚障がい者用 情報受信装置																																																							
	人工喉頭																																																							
	視覚障がい者用地デジ対応ラジオ																																																							
点字図書																																																								
排 泄 管 理 支 援 用 具	ストーマ装具、紙おむつ等																																																							
	収尿器																																																							
住 宅 改 修 費	居宅生活動作補助用具																																																							
<p><b>自己負担額</b></p>	<p>日常生活用具は品目別に基準額が定められており、自己負担額は、原則としてその基準額の1割負担となりますが、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設けられています。 【別表P 28参照】</p>																																																							
<p><b>申請に必要なもの</b></p>	<p>日常生活用具給付申請書、印かん ※難病患者等の場合は特定疾患医療受給者証及び日常生活用具給付意見書(難病患者用)が必要となります。 ※品目によっては医師の意見書が必要となります。</p>																																																							
<p><b>申請先 (問合わせ先)</b></p>	<p>福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019</p>																																																							

※ 申請前に購入されたものは対象となりませんので、必ず事前にご相談ください。

※ 介護保険の福祉用具と共通する用具を希望する場合、介護保険による福祉用具貸与が優先します。

## 補装具費支給・日常生活用具給付制度に係る利用者負担額について

補装具費支給・日常生活用具給付制度に係る利用者負担額は、原則として定率(1割)となりますが、世帯の所得に応じて次の3区分の負担上限月額が設けられています。

区 分	世帯の収入状況(※)	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一 般	市町村民税課税世帯	37,200円

※ 所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種 別	世帯の範囲
18歳以上の障がい者	障がい者とその配偶者
障 が い 児	保護者の属する住民基本台帳での世帯

また、こうした負担軽減措置を講じて、定率負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。

なお、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は、公費負担の対象外となります。

### (3) 軽度・中等度難聴児の補聴器購入費等助成事業について

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対し、言語の習得やコミュニケーション能力の向上等を図り、健全な発達を支援するために、補聴器の購入費等の一部を助成します。

◎根拠法令：日向市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

助成額	助成限度額と補聴器の購入費用を比較して少ないほうの額の2/3（生活保護受給世帯、市民税非課税世帯は10/10）。ただし、1,000円未満の端数は切り捨てる。
対 象 児	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が市内に住所を有していること</li> <li>・満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</li> <li>・両耳の聴力レベルが原則30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと</li> <li>・他の法令等に基づき補聴器購入の助成等を受けていないこと</li> <li>・補聴器の装用により、言語の習得等に一定の効果が期待できると指定医師から判断されていること</li> <li>・保護者若しくはその配偶者又は扶養義務者の前年の所得が、特別児童扶養手当の例により計算した限度額未満であること</li> <li>・市税の滞納がないこと</li> </ul>

※ 申請前に補聴器を購入した場合は助成の対象になりません。必ず事前にご相談ください。

## (4) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付

在宅の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活の便宜を図るため、必要に応じて日常生活用具を給付します。

◎根拠法令：小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

対 象 者	在宅の小児慢性特定疾病児童で、次の一覧に該当する人。ただし、障がい児日常生活用具の給付に該当する人は、障がい児日常生活用具の給付が優先します。	
用 具 の 種 類	【小児慢性特定疾病児童日常生活用具一覧】	
	種 目	対 象 者
	便器	常時介助を要する者
	特殊マット	寝たきりの状態にある者
	特殊便器	上肢機能に障害のある者
	特殊寝台	寝たきりの状態にある者
	歩行支援用具	下肢が不自由な者
	入浴補助用具	入浴に介助を要する者
	特殊尿器	自力で排尿できない者
	体位変換器	寝たきりの状態にある者
	車いす	下肢が不自由な者
	頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者
	クールベスト	体温調節が著しく難しい者
	紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者
	ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者
	パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者
	ストーマ装具	人工肛門、人工膀胱を造設した者
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	
自 己 負 担 額	世帯階層区分によって定めがあります。	
申請に必要なもの	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書、小児慢性特定疾病医療受給者証(写)、対象者の扶養義務者全員の市町村民税及び所得税の課税状況を証明する書類、見積書、用具の仕様が分かる書類	
申 請 先 (問合わせ先)	福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019	

※ 申請前に購入されたものは対象となりませんので、必ず事前にご相談ください。

## (5) 福祉機器リサイクル事業

家庭等で不用となり市に提供を受けた福祉機器等（ギャッジベッド、車いす等）を在宅の障がい者、高齢者等に対して貸与します。

◎根拠法令：日向市福祉機器リサイクル事業実施要綱

対 象 者	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、65歳以上の高齢者
自 己 負 担 額	無料（ただし、運搬・清掃に係る費用については実費負担）
申請に必要なもの	福祉機器リサイクル事業貸与・給付申請書、印かん
申 請 先 (問合わせ先)	就労サポートセンター「太陽の樹」(合同会社 明弘社) TEL090-9829-9947・FAX 60-3958

## (6) 身体障害者補助犬給付事業

身体障がい者の自立と社会参加を促進するため、身体障害者補助犬を給付します。給付頭数には限りがあり、選考のうえ決定されます。

◎根拠法令：県身体障害者補助犬給付要綱

補 助 犬	盲導犬、介助犬、聴導犬
対 象 者	県内に概ね1年以上居住する18歳以上の人で、次のいずれかの状態にある人 ① 視覚障がい 1級 ② 肢体不自由 1～2級 ③ 聴覚障がい 2級 ④ ①～③に準ずる人
そ の 他	訓練施設にて約1ヶ月補助犬と歩行訓練を受ける必要があります。補助犬の購入及び訓練費用は無料ですが、施設までの旅費、訓練期間中の本人の食費、給付後の飼育費等は本人負担です。
申請に必要なもの	身体障害者補助犬給付申請書、住民票、誓約書（借家の場合は身体障害者補助犬受給同意も必要）
申 請 先 （問 合 せ 先）	福祉課 障がい福祉係 TEL 66-1019 宮崎県 障がい福祉課 TEL 0985-32-4468